

令和4年 第2回浅口市農業委員会議事録

令和4年2月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	—
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	—
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	—
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	—
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	—
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	—
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	—
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	—
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	—
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	—
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	—
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	—
			寄島2	大島 明敏	—

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第3号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第4号 農地法施行規則該当転用届について

報告第5号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年3月15日（火））

開会（午後１時２５分）

議長 それでは、皆様ご苦労さまです。非常に寒い中、また風のある中お集まりいただきましてありがとうございます。今日、特別な出席になりまして、非常にご迷惑かけますけど、よろしくお願いをしたいと思います。

これより令和４年第２回浅口市農業委員会を開催いたします。

本日の出席委員は１２名で、定足数に達しております。今回はご案内のとおり新型コロナウイルス感染者の急増により、岡山県にまん延防止等重点措置が取られており、密を避ける対策として農業委員のみの出席とさせていただきます。

また、本日の会議でも会議時間短縮のため、委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いします。

なお、議案に対する推進委員からの申出等はなかったので、ご報告をいたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において５番古川委員、６番佐藤委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５０７番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。

議案第５号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和４年２月１５日提出。

番号５０７、土地の所在地、寄島町。畑、３３２平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、１２番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 １２番梶原です。

これは地図の１ページ、２ページに当たりますが、寄島の大浦神社から青佐の浜へ抜ける旧道のほうの青佐八幡宮の２００メートルほど青佐の浜へ近づいたところになります。現在譲受人の方がもう耕作をされているようで、労力不足で譲渡しをされるそうです。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、507番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、508番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号508、土地の所在地は全て鴨方町小坂東です。
 508-1、畑、35平方メートル。
 508-2、畑、168平方メートル。
 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 8番虫明です。
 地図のほうは3ページ、4ページ。小坂東の宇月原の公会堂から西へ約30メートルほど行ったところにあります。現在は、耕作はされておりません。草刈り等で管理されておられるようです。今後の草刈り等の管理が難しいという状況の中で、近隣の方が譲り受けるということになったもので、特に問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、508番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、509番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号509、土地の所在地は全て金光町占見です。
 509-1、登記地目、田、現況地目、畑、438平方メートル。
 509-2、田、233平方メートル。
 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。
 地図では5ページ、6ページになります。場所は、柘池の北側、県道沿いになります。柘池から100メートルぐらいのところ。所有者が労力不足ということで、譲渡しすることになりました。特には問題ないと思ひますんで、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、509番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、511番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号511、土地の所在地、鴨方町益坂。田、460平方メートル。
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。
譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 位置地図は、7ページのところ。小学校から北へ、農免道に向かっていったちょうど中間ぐらいのところ。譲る本人が労力不足のため譲渡することになりましたので、よろしく審議をお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、511番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、514番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号514、土地の所在地、寄島町。畑、452平方メートル。
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 先ほどの件と同じく、寄島の大浦神社から青佐に抜ける街道沿いになります、B&Gのプールがあるところから北へ200メートルほど進んだところになります。現在譲受人の方がそちらのほうも耕作をしており、その隣にご自宅がある形になっております。問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、514番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第6号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
515番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。
議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）。令和4年2月15日提出。
番号515、土地の所在地、鴨方町地頭上。田、1,399平方メートルのうち一時転用面積、2.53平方メートル。
申請人は、〇〇〇〇。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置です。施設の概要は、〇〇〇〇が一時転用面積であります。〇〇〇〇。一時転用期間は、〇〇〇〇です。
一時転用の許可基準には、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれること、支柱は簡易なものに限る、農作物の生育に適した日照量を保つこと、農業機械等が利用できる高さを確保すること、転用期間などがありますが、許可基準を満たしていると考えられます。なお、農地区分は第3種です。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
委員 位置図は11、12ページ。場所は、山陽の鴨方インターから南のほうへ150メートルぐらい、ちょうど横山製材の左側で、住宅地に囲まれて、ずっとその間にありますから、周りも太陽光をやってますから、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
委員 それでは、515番の件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
502番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。
議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年2月15日提出。
番号502、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田、現況地目、畑、193平方メートル。
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委員 2番渡邊です。
地図では13、14ページになります。ちょうど中学校の裏というか、西側になります。ちょっと隣に住む方が、ちょうど家の前の土地を駐車場ということで買われるということなんで、今回申請となりました。特に問題はないと思われまして、ひと

つよろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、502番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、510番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号510、土地の所在地は、金光町占見新田。畑、74平方メートル。
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、宅地拡張です。隣接する自宅と一体利用するものであります。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 位置図は、15から16ページです。位置は占見新田の宮地池南200メートルです。譲受人が駐車場が必要となり、譲渡し人との話がまとまったものです。特に問題はないと思いますので、審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、510番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、512番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号512、土地の所在地、金光町占見新田。登記地目、田、現況地目、畑、635平方メートル。
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、分譲住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしているものと考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 同じく、位置図は15から16ページで、位置は先ほどと同じく宮地池南200メートルです。譲受人と譲渡し人との話がまとまり、今回の申請となりました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、512番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、513番の件について、事務局の説明を求めます。
 番号513、土地の所在地は全て金光町占見新田です。
 513-1、畑、74平方メートル。
 譲渡し人は、〇〇〇〇。
 513-2、畑、137平方メートル。
 譲渡し人は、〇〇〇〇。
 譲受人は、いずれも〇〇〇〇。転用目的は、分譲住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
 委員 また同じく、位置図は15から16ページです。位置は、これも先ほどと同じ宮地池南200メートルです。譲受人と譲渡し人との話がまとまり、申請されたものです。特に問題ないと思いますので、審議よろしく。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
 委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、513番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、516番の件について、事務局の説明を求めます。
 番号516、土地の所在地、鴨方町小坂西。畑、201平方メートル。
 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は2種ですが、当該目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。
 委員 9番虫明です。
 まずは、地図で言うと17、18ページで、場所は鴨方西小学校より南に500メートルぐらいのところ。今現在は畑になっていますが、これを整地して駐車場にするように聞いております。何も問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
 委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、516番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 議案第8号農用地利用集積計画についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。
 ただ、大橋委員が当事者となっている案件でありますので農業委員会法第31条の

規定による議事参与の制限により、大橋委員には当該案件の審議が終了するまで退席していただきます。

(大橋委員 退場)

議 長
事務局

それでは、お願いします。

議案書は5ページ並びに6ページをご覧ください。

議案第8号農用地利用集積計画につきまして。令和4年2月15日提出。

それでは、説明いたします。

今回の議案番号54番から61番の8件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は6名、農地は14筆です。更新が3筆、新規が11筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が8筆、10年以上が6筆です。

次に、7ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田1万312平方メートル、畑371平方メートル、計1万683平方メートルです。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員
議 長

異議なし声

異議なしと認め、承認することといたします。

大橋委員には入室してもらってください。

(大橋委員 入場)

議 長
委 員
議 長

大橋委員に報告します。議案第8号については承認されました。

ありがとうございます。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第3号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は8ページになります。

報告第3号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年2月15日提出。

番号501、土地の所在地、鴨方町小坂西。田、842平方メートル。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和3年12月31日です。

議 長
委 員

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第4号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

664番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は9ページになります。

報告第4号農地法施行規則該当転用届について。令和4年2月15日提出。

番号664、土地の所在、金光町上竹。畑、面積33平方メートルのうち2.25平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇で、農地区分は2種です。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 位置図は、19から20ページです。位置は、上竹、孝津井池の南東約100メートルです。地権者の同意もあり、特に問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたものとします。

報告第5号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は10ページになります。

報告第5号形状変更届について。令和4年2月15日提出。

番号503、土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。

503-1、田、481平方メートル。

503-2、田、360平方メートル。

503-3、田、349平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田を畑にするため、〇〇〇〇をするものです。

番号504、土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。

504-1、田、221平方メートル。

504-2、田、464平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田を畑にするため、〇〇〇〇をするものです。

番号505、土地の所在地、鴨方町六条院西。田、336平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田を畑にするため、〇〇〇〇をするもの。

番号506、土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。

506-1、田、375平方メートル。

506-2、田、254平方メートル。

506-3、田、847平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田を畑にするため、〇〇〇〇をするものです。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局
議長

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等ありましたらお願いをいたします。

①活動報告の記載について

②次回の農業委員会について

それでは、ないようですので、以上で終わり。

寒暖差が激しい日が続きますので、お体には十分お気をつけをいただきたいと思
います。

それでは、ご苦労さまでした。

閉会（午後1時55分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩